

山形県電子閲覧システム運用要領

(目的)

第1条 この要領は、山形県電子閲覧システム（以下「電子閲覧システム」という。）の管理運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子閲覧システム 山形県が開発した、建設工事の請負並びに建設工事に係る設計、測量、調査及びコンサルタントに係る業務委託等（以下「建設工事等」という。）の入札等に関する手続のうち情報の公表及び閲覧に関する手続を電磁的方法により処理する体系をいう。
- (2) 入札公告等 入札公告及び入札説明書をいう。
- (3) 設計図書等 設計図書（仕様書、図面、設計書（金抜））及び積算内訳書その他積算に必要な資料をいう。
- (4) 利用者 電子閲覧システムを利用する山形県職員をいう。
- (5) 入札参加希望者 山形県が実施する入札に参加しようとする者をいう。
- (6) 電子閲覧 入札参加希望者が、設計図書等の全てを電子閲覧システムにより閲覧又はダウンロードすることをいう。
- (7) 書面閲覧 入札参加希望者が、閲覧場所等において設計図書等（一部電子データによるものを含む。）の閲覧又は貸出しを受けることをいう。

(システムの管理)

第3条 電子閲覧システムに係るデータの保全、管理、記録媒体の管理は、建設企画課長（以下「統括システム管理者」という。）が行うものとする。

(システムの対象)

第4条 電子閲覧システムの対象となる業務は、次の2業務とする。

- (1) 入札公告等及び設計図書等を登録及び公開する業務
- (2) 「山形県入札・契約に係る情報の公表に関する実施要領」によりインターネットで公表することとされている事項を登録及び公開する業務（建設工事及び建設工事に係る業務委託の発注見通しに関する事項を除く。）

2 前項第1号に掲げる業務は、原則として山形県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用した建設工事等とする。

(利用者の範囲等)

第5条 利用者の範囲は、統括システム管理者が定めるものとする。

2 利用者には以下の表の左欄の種別に応じ、右欄の権限を与える。

種 別	利 用 者 の 権 限
所属管理者	指名競争入札等の業者を登録する権限
確 認 者	入札公告等及び設計図書等を登録及び公開する権限
登 録 者	入札公告等及び設計図書等を登録する権限

(運用時間)

第6条 電子閲覧システムの運用時間は、原則として以下のとおりとする。

	運 用 時 間
	終 日
登録及び公開手続き	(ただし、電子入札システム及び建設事業情報総合管理システムとのデータ連携は、各システムの運用時間内)
閱 覧	終 日

(入札参加希望者の認証)

第7条 入札参加希望者が電子閲覧システムを利用する場合は、IDとパスワードによる認証を要するものとする。

2 前項に定めるIDとパスワードは、電子入札システムで交付するものとする。なお、電子入札システムの障害等によりIDとパスワードを確認できない場合の取扱いの詳細は別に定める。

(システム障害時の対応)

第8条 入札業務を担当する課の所属長（以下「担当課長」という。）は、電子閲覧システムに障害を発見した場合は、直ちに統括システム管理者に報告する。

2 統括システム管理者は、前項の報告を受けた場合、又は自ら障害を発見した場合は直ちにその障害の内容や程度の把握、原因の調査を行う。

3 統括システム管理者は、前項の結果に基づき、障害発生日の翌日（当該日が、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日に該当するときは、これらの日の翌日とする。）の午前8時30分までに復旧時期についての判断を行い、各担当課長に連絡を行うものとする。

4 各担当課長は、統括システム管理者からの連絡を受けた後に、システム復旧に要する期間、関係法令に定める見積期間の確保、案件の緊急性、電子入札システムにおける案件の進捗状況等を総合的に勘案し、必要があると認める場合には、案件の閲覧方法を電子閲覧から書面閲覧に変更する。また、システムが復旧した場合は、電子閲覧と書面閲覧を併用するものとする。なお、取扱い詳細は別に定める。

5 統括システム管理者は、入札参加希望者より電子閲覧システムが使用できない旨の申出があった場合は、障害の発生の有無、内容、程度、原因、復旧の可否につい

て調査確認を行うものとする。

6 前項の調査確認の結果、当分の間障害復旧の見込みがない場合には、第3項及び第4項を準用するものとする。

7 一部の入札参加希望者が電子閲覧することができない場合で、電子閲覧システム全体には障害が発生していない場合の取扱いの詳細は別に定める。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて、その都度定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年10月27日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和2年8月21日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和3年9月1日から施行する。

要領第7条及び第8条に係る取扱いの詳細について

1 要領第7条第2項関連（電子入札システムの障害等によりIDとパスワードを取得できない場合の取扱い）

担当課長は、入札参加希望者より電子入札システム障害等によりIDとパスワードを取得できない旨の申し出があった場合は、統括システム管理者に報告し、事実確認を行うものとする。

確認の結果、原因がシステム障害等であることが明らかな場合は、申し出があった者に対し書面閲覧を認めるものとする。

2 要領第8条第4項関連（電子閲覧システム障害により、電子閲覧から書面閲覧に変更する場合の取扱い）

担当課長は、閲覧期間から、障害発生により閲覧できない期間を除いた実質的な見積期間が、関係法令に定める見積期間を確保できるように、電子閲覧から書面閲覧に変更するものとし、併せて、入札参加資格者に対しその旨を通知（様式1）するものとする。

また、統括システム管理者は入札参加希望者に対して、インターネット上で障害の発生状況を知らせるものとする。

3 要領第8条第7項関連（一部の入札参加希望者が電子閲覧することができない場合で、電子閲覧システム全体には障害が発生していない場合の取扱い）

入札参加希望者（書面入札承諾を受けた者を除く。）から、閲覧できない理由を記載した電子閲覧に係る閲覧図書借受申込書（様式2）を提出させ、担当課長が認める場合は書面閲覧とすることができる。

様式 1

年 月 日

(商号又は名称) 殿

契 約 担 当 者

電子閲覧システムの障害発生に伴う閲覧図書の見覧方法の変更について

このことについて、電子閲覧システムの障害発生に伴い、今後の当該案件に関する取扱いを下記のとおりとしますので、ご留意ください。

記

- 1 案件名称 _____
- 2 システム障害発生日時 年 月 日 時 分
- 3 見覧方法 電子閲覧から書面閲覧に変更する。
- 4 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 場 所 ○○総合支庁○○部○○課 見覧室
- 6 手 続 き 見覧図書の借受けを希望する場合は、建設工事等の見覧図書取扱要領に規定する「見覧図書借受申込書」(様式2)を持参すること。
- 7 そ の 他 システムが障害から復旧した場合は、電子閲覧と書面閲覧を併用するものとする。

様式2

年 月 日

電子閲覧に係る閲覧図書借受申込書

山 形 県 知 事 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記の案件について、下記理由により電子閲覧することができないため、CD-Rによる閲覧図書の借受けを申し込みます。

記

案 件 名 称							
電子閲覧できない理由 (具体的に記述すること)							
※ 借 受 日 時		開 始	年	月	日	時	分
		終 了	年	月	日	時	分
借 受 者	氏 名						
	電 話 番 号						

※借受日時欄は、借受時、返却時にその都度記入することとする。

返却確認	
------	--

この欄は、発注機関側が記入